

令和3年8月18日

保護者の皆様へ

北九州市子ども家庭局

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策への協力について

令和3年8月20日(金)から、福岡県が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に、再び指定されることとなりました。

保育所(園)等については、緊急事態措置の指定を受けた期間においても、感染防止策を徹底しつつ、原則開所(園)を継続いたします。

現在、本市でも、連日100人を超える新型コロナウイルス陽性者が確認されており、危機的な状況が続いています。また、保育所(園)等においても、お子様や職員の陽性確認にともない、臨時休園となる施設が相次いでいます。

保護者の皆様におかれましては、これまでにもお願いしているように、お子様はもちろん、保護者の皆様や、お子様の同居のご家族等がPCR検査を受検される場合には、必ず、園にご一報いただくとともに、結果の判明までは、お子様の登園を控えていただくよう、お願いいたします。

そうすることで、保育所(園)等での感染拡大防止や、臨時休園を防ぐことにつながる場合もございます。

引き続き、保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

※上記「保育所(園)等」には、認定こども園及び私立幼稚園を含みます。

<参考>

新型コロナウイルスは、発症日(無症状の場合はPCR検査の検体採取日)の2日前からが感染可能期間とされています。

このため、その期間に登所(園)している場合は、保育所(園)等内での疫学調査(濃厚接触者等の調査)が行われ、休所(園)が必要となります。

<添付資料>

【市通知】

- ◇ 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた保育所の登園について(お願い) [令和3年4月13日・保育課通知]
- ◇ PCR検査を受検される場合について(お願い) [令和3年5月13日・子ども家庭局通知]